

多くの企業が「働き方改革」に取り組み始めた昨年の春。思ってもみないコロナ禍により休業を余儀なくされた企業なども、国からの「雇用調整助成金」給付などで窮地をしのぎ、各界でコロナ禍を乗り越えつつあると感じています。私にとって人生2度目の東京オリンピックが成功することを祈るばかりです。

「三密」を避けるために働き方が大きく変わり、中小企業であっても

社会保険労務士法人 ハーモニー

代表社員
徳永 康子 氏



新時代も適切な労務管理を

「テレワーク」（在宅勤務）が広がっています。従来は育児・介護のための救済措置のようないメッセージでしたが、コロナ

禍においては「安全な働き方」として定着しました。在宅勤務が一般化すれば好きな場所に住み、自分らしい暮らし方への

希望が持てます。しかし、いくら在宅勤務がバラ色に見えても、一番大切なのは「勤怠管理」です。日本の働き方

は、働いた時間で給与が支払われ、労務管理をするのが基本となっており、過労死や未払い残業などの問題は適切な勤怠管理がされていない企業で起こっています。労働時間の管理は使用者側の

義務であり「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」により示されています。ある顧客から、当事務所が提案した勤怠システムを導入して親会社の監査の際に褒められたと伺い、本当にうれしく思っています。

社会保険労務士という素晴らしい仕事を通して、より良い働き方、より良い社会づくりに寄与していきたいと思えます。

◇住所 千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階◇☎043-273-5980
◇事業概要 労務相談、助成金申請、年金相談、就業規則作成など